

川崎市病院局リハビリ職免取扱要綱

平成 19 年 4 月 1 日
19 川病総庶第 7 4 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）が定期的に通院してリハビリテーション等又は人工透析を受ける場合の川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 46 年川崎市人事委員会規則第 8 号）第 2 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づく職務に専念する義務の免除（以下「リハビリ職免」という。）に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 リハビリ職免の対象者は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して同項の規定による休職にされた職員その他の心身の故障のため長期に休養していた職員で、職務に復帰後も、医師の診断に基づき定期的に通院してリハビリテーション等を受ける必要があり、正規の勤務時間外に通院することが困難な職員（同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）とする。

(承認時間等)

第 3 条 リハビリ職免は、定期的に通院を要する期間内に、週 1 回、半日を限度として、必要な時間について承認するものとする。

(添付書類)

第 4 条 川崎市病院局企業職員服務規程（平成 17 年川崎市病院局規程第 17 号）第 15 条第 2 項の関係書類は、定期的に通院を要する旨の医師の診断書とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、リハビリ職免に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川病総庶第2195号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日30川病総庶第2219号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日2川病総庶第965号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。